

## 議案第 10 号

### 瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正及び介護保険料の改定等のため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(保険料率)

第 4 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| (1) 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 | 32, 100 円 |
| (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 | 41, 700 円 |
| (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 | 44, 900 円 |

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 54, 500円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64, 200円

(6) 次のいずれかに該当する者 70, 600円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 83, 500円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 99, 500円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 109, 100円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない

状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

（10）次のいずれかに該当する者 118,800円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

（11）次のいずれかに該当する者 128,400円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

（12）次のいずれかに該当する者 138,000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（13）次のいずれかに該当する者 154,100円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（14）前各号のいずれにも該当しない者 166,900円

第6条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第39条第1項第1号から第6号まで」を「第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

附則第6条の次に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第7条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の瑞穂町介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> 32,100円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 41,700円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 44,900円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 54,500円</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 64,200円</p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 70,600円</u></p> <p>ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> 26,200円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 26,200円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 40,800円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 58,200円</p> <p>(5) <u>次のいずれかに該当する者 62,900円</u></p> <p>ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない</u></p>

状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 83,500円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 99,500円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 109,100円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 118,800円

状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 72,800円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 87,300円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 96,100円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 128,400円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 138,000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 154,100円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 101,900円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 107,700円

166,900円

第5条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

第7条から第11条 略

第4章及び第5章 略

附 則

第1条から第6条 略

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第7条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間は行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

第5条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

第7条から第11条 略

第4章及び第5章 略

附 則

第1条から第6条 略

2 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間  
は行わず、当該町長が定める日の翌日から  
行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行  
する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の瑞穂町介護  
保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、平  
成27年度分の保険料から適用し、平成26年  
度以前の年度分の保険料については、なお  
従前の例による。